

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>十一～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>十一～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>